官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛六）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○防衛省令第六号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十三条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月五日

防衛大臣　浜田　靖一